

橋本事務所新聞

第85号

発行所
橋本法務会計事務所



今月のトピックス

『知っておきたい 改正貸金業法、中小 企業金融円滑化法』

日本経済も立ち直ってきているが、中小零細企業にとっては相変わらず厳しい経営状況が続いている。経営状況の悪化は企業の資金繰りに悪影響を及ぼし、借入金の約定返済に支障を来す企業も少なくない。

またその従業員への給与や賞与の支払いにも悪影響を及ぼし、住宅ローンの約定返済ができなくなったり、生活維持のために複数の金融機関からの借入を余儀なくされる個人も激増した。

そこで政府は、借入金のある中小企業や住宅ローン利用者が債務の弁済に関して貸し付け条件の変更を金融機関に求めた場

合、金融機関ができる限りそれに応じるように努力義務を課す法律を施行した。

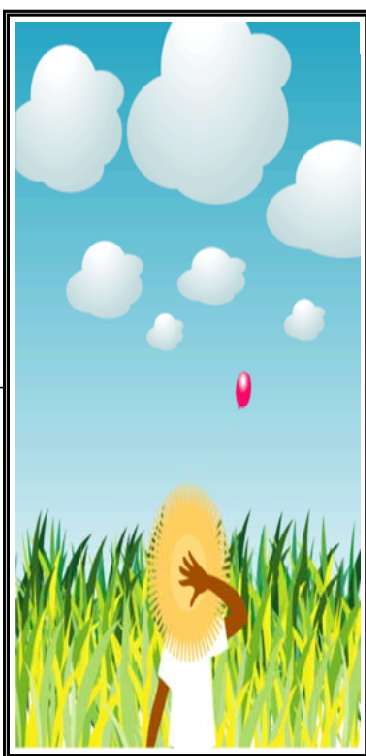
それが「中小企業金融円滑化法」であり、昨年十一月三十日に成立して十二月四日に施行し、平成二十三年三月末日で失効する時限立法である。

また政府は「貸金業法」を改正することによって、生活困窮者の再生と予防を目指した。グレーゾーン金利を撤廃し、上限金利を利息制限法の年利十五%〜二十%に下げた。さらに貸金業者からの総借入額が年収の三分の一を超える借入が原則禁止となった。この法律は今年六月十八日に完全施行され、それによって現在二百万人超といわれる多重債務者の増加は抑止されるといわれているが、ヤミ金対

策や貧困問題対策等課題も多い。

『貸金業法等改正の概要』

- 貸金業の適正化
- ①貸金業への参入条件の厳格化
- ②貸金業協会自主規制機能強化
- ③行為規制の強化



- ・取立規制の強化
- ・書面の事前交付の義務付け
- ・保険契約締結の禁止
- ④業務改善命令の導入
- 過剰貸付の抑制
- ①指定信用情報機関制度の創設
- ②総量規制の導入
- 金利体系の適正化
- ヤミ金融対策の強化

知ってお得！法律雑学

『建設途中の家屋が焼失した場合』

Q、私の家は、業者に依頼して新築中で、完成間近だったのですが、先日隣家の火事のために焼失してしまいました。建築業者に再度建築しなおしてもらえますでしょうか。また工事代金の支払いはどうなるでしょうか。

程度の負担を負わせる特約がされていることも多いので、注意が必要です。

「質問の場合は完成間近であったとのことですので、例外的な事情がない限り、業者に再建築義務があることとなります。しかし建築工事が完成した後は、たとえ建物が火事等により焼失しても、原則として請負人にはもはや再建築義務はなく引渡債務が履行不能になると考えられます。

建築業者に再建築義務のある場合は、火災などの建物滅失の理由について注文者に何も責任がないときは、原則として注文者は、当初の請負契約どおりの工事代金を支払えば足り、再築により増加する工事費用等の損害は請負人の方が負担することになります。

建築業者に再建築義務のない場合は、火災等の滅失事由につき注文者、請負業者いずれに責任があるかにより、工事代金の支払い義務は色々と違ってきます。

A、建物完成前の場合、原則として、業者に再度建築しなおすよう請求できます。工事代金についても当初の契約通りの金額を支払えば足りると考えられます。ただし、工事請負契約書には、業者が注意義務を尽くしていた場合は、注文者に相当

経営コーナー

□今月の一冊□

最近出版された書籍の中から、私が読んでみて、これだと思う一冊を紹介しています。今月はこの一冊をご紹介します。

『世界でいちばん会社が嫌いな日本人』

斎藤 智文 著

日本経済新聞出版社

世界的に見て、日本人の「会社への帰属意識」や「仕事への熱意」は最低レベル。そんな衝撃的な事実が、米ギャラップ社の調査で明らかになった。多くの海外企業を見てきた著者は「窮屈で楽しくない職場」がその原因だと指摘。そうした魅力



のない会社にしてしまう上司、経営陣の問題点を語ることも、働き甲斐のある会社に共通する企業文化を紹介する。

□調査によれば、日本人の仕事への熱意と会社への帰属意識は米国、英国、ドイツなど主だった国々の中で最低レベルである。

□働き甲斐が持てるか否かは、上司次第である。「失敗を部下の責任にする」「届きそうもない目標を部下に押し付ける」「過度に管理を強化する」など、うまくいっていない職場を調べると、上司が元凶になっているケースが最も多い。

□働き甲斐を失わせる原因は、経営レベルにおいてもある。それは次の六つである。

①会社の権利を守ることばかりを重視して、働く人の人間性を尊重しない就業規則を作り、管

理、統制を強化する。
②従業員の声を聞く努力をしない。
③社内ルールを決めても、経営者だけが特別扱いする。
④悪い情報を従業員に与えない。
⑤なんでもかんでも「革新」しようとする。
⑥売上などの前年比ばかり追い、将来のビジョンがない。

□世界各国の素晴らしい会社では、働き甲斐を高めるために様々な工夫を行なっている。例えば、

①価値観を共有できる人材を採用するため、学生をインターンとして採用し、数ヶ月間働いてもらう。
②多くの従業員と接するために、CEOが毎年オフィスを移す。
③毎週、従業員と昼食を取り、その場で出た質問やそれに対する回答をインターネットで公開する。

④従業員を表彰する際に、その家族や友人を招待する。
⑤売上目標を達成した店舗に、創業経営者による自筆の「おめでとう」を送付する。等々。

※働く人が幸せを感じる会社は、必ず高い業績を実現できるでしょう。



今月の一言

暑中お見舞い申し上げます。

先日、建行協の奈良フォーラムに世話人として参加してきました。近畿地方整備局の津田貞夫建設業法令遵守指導監督室長を講師にお迎えして、建設業法令遵守ガイドラインをテーマに、元請下請関係のかなり突っ込んだ内容の講義を頂きました。無事に終了した翌日はいつものように、平城遷都千三百年祭で賑わう、雨の奈良町観光を楽しんできました。興福寺国宝館では八部衆が勢揃いで、阿修羅像の他にも美少年達がいきました。

行政書士・橋本法務会計事務所 株式会社FPステーション

□経営のサポート

建設業許可・経営事項審査
産業廃棄物他各種許可申請
各種法人設立 会計経理記帳
会社法務 契約書 内容証明

行政書士・CFP・1級FP技能士

兵庫県小野市片山町1332-1

TEL 0794-62-2377

FAX 0794-62-2374

http://office-hashimoto.net

□生活のサポート

遺言書作成トータルサポート
相続手続 遺産分割協議書
帰化許可申請 農地法許可
損害保険・生命保険見直し